

## 東広島市域における総合的な治水対策協議会 規約

## (名称)

第1条 この協議会は、「東広島市域における総合的な治水対策協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協議会は、近年、豪雨災害が激甚化・頻発化していること、特に、黒瀬川流域の土地利用形態が大きく変化していることなどを踏まえ、広島県西部建設事務所東広島支所及び東広島市が連携して現状を把握し、対応方法を検討してそれぞれの役割を確認、分担して対策を行うことで浸水被害を軽減することを目的とする。

## (協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1に定める者により構成する。

- 2 協議会には、別表2の職にある者をオブザーバーとして招集できる。
- 3 協議会には、別表3の職にある者から幹事会を置き、必要事項の調整検討を行う。
- 4 幹事会には、別表4の職にある者をオブザーバーとして招集できる。
- 5 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

## (委員長)

第4条 協議会には、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、協議会を代表し会務を統括する。

## (会議)

第5条 協議会は、委員長が必要と認めるとき又は委員から要請があった場合に開催する。

## (事務局)

第6条 協議会の庶務を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局は、広島県西部建設事務所東広島支所及び東広島市に置く。

## (会議の取扱い)

第7条 協議会は冒頭のみ公開とする。

- 2 協議会資料及び議事要旨は、原則公開とする。なお、公開することにより特定の者に不当な利益若しくは不利益を及ぼすおそれがある資料については、当該資料の公開の可否を協議会で決定する。
- 3 幹事会は非公開とする。

## (雑則)

第8条 この規約に定めのない事項については、必要に応じて協議会の承認を得て定めるものとする。

附則

(施行期日)

この規約は令和元年12月19日から施行する。

別表1 東広島市域における総合的な治水対策協議会 委員

種別	所属	役職	氏名
学識者	広島大学	大学院工学研究科 准教授	内田 龍彦
行政	東広島市	総務部長	倉本 道正
行政	東広島市	建設部長	先灘 啓二
行政	東広島市	都市部長	加藤 博明
行政	東広島市	下水道部長	森行 裕章
行政	広島県	西部建設事務所東広島支所長	重政 英治

別表2 協議会 オブザーバー

種別	所属	役職	氏名
行政	広島県	土木建築局 河川課長	木村 成弘

別表3 東広島市域における総合的な治水対策協議会 幹事会

種別	所属	役職	氏名
行政	東広島市	総務部 危機管理課長	細谷 和志
行政	東広島市	建設部 建設管理課長	阪垣 多喜豪
行政	東広島市	建設部 河川港湾課長	松永 浩生
行政	東広島市	都市部 都市計画課長	台信 達観
行政	東広島市	都市部 開発指導課長	松江 孝義
行政	東広島市	下水道部 下水道管理課長	蔵信 伸也
行政	東広島市	下水道部 下水道建設課長	矢野 満久
行政	広島県	西部建設事務所東広島支所 次長	伊達 雅弘

別表4 幹事会 オブザーバー

種別	所属	役職	氏名
行政	広島県	土木建築局 河川課 参事	下隠 俊作